

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会

第3回愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月21日(金)午前10時00分～午後0時40分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 2名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開</p> <p><b>1 金額審議</b></p> <p>労側委員からは、外国人研修生はもとより優れた技術力を継承する日本の若者を確保する必要があり、造船業の特定最低賃金を魅力ある水準とし、隣県との格差解消と人材流出を防ぐためにも、1,000円に向けての引上げが重要等の意見が表明されたが、結審に向けて歩み寄りとして、金額提示がなされた。そしてさらに歩み寄り、香川県との格差解消を踏まえて、金額提示がなされた。</p> <p>使側委員からは、地域独自の様々な人材確保、定着、育成に向けた取組を行っているが、高い特定最低賃金だけでは人材確保は困難、愛媛の造船業は中小企業が多く、過去10年間最低賃金が引き上げられても賃金全体は上がっていないなど業況は厳しい等の意見が表明されたが、結審に向けて歩み寄りとして、金額提示がなされた。そしてさらに歩み寄り、影響率を踏まえて、金額提示がなされた。</p> <p>しかし、労使各側の意見が一致まで至らないため、愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を1時間985円、引上げ額23円とする公益案を提示し、採決した結果、全会一致で可決された。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長に、愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について答申した。</p> <p>第5回本審で、部会長報告を行うことが確認された。</p> <p><b>2 その他</b></p> <p>今後の審議日程について、事務局から説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			